

個人の生命、身体を犠牲にする 「社会通念」という基準



弁護士 根岸 秀世

準備書面(8)での主張に関し下記のとおり意見を陳述します。

1 最初に、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定での「社会通念論」の要旨について簡単に説明します。

(1) 福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定は、「抗告人らの差止請求に係る被侵害利益が生命、身体という各人の人格に本質的な価値に係るもの」である以上、「本件原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被曝により、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することをもって足りると解すべきである。」とし、続けて、「公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではないというべきである。」と述べています。

(2) ところが、同決定は続けて、「最新の科学的技術的知見を踏まえた予測を行ったとしても、当該予測を超える事象が発生する危険(リスク)は残る」として、「そのようなリスクを許容するか否か、許容するとしてどの程度まで許容するかは、社会通念を基準として判断するほかない」として、判断基準として「社会通念」なるものを持ち出します。

そして、ここでいう「社会通念」の意義について、同決定は「当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性については、我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち社会通念を基準として判断するほかない」として、危険を容認するかどうかの判断主体を「我が国の社会」であるとするのです。

(3) しかしながら、わが国の社会には原発と多様な利害関係を持つ人々が含まれていますから、このように、「原発がどの程度の危険性であれば容認するか」の判断基準を抽象的であまいな「社会通念」としたのでは、実質的に公共性ないし公益上の必要性が考慮要素として取り込まれることになり、自ら立てた規範と矛盾するという他ありません。

2 以下、判断基準を「社会通念」としたのでは、実質的に公共性ないし公益上の必要性を考慮要素に取り込むことになるという点について、説明します。

(1) そもそも、ある原発が事故を起こした場合に日本国民が被る損害は、その者が事故を起こした原発とどれくらい近い距離に住んでいるかなどの個別的な事情によって全く異なります。ある者は直ちに生命に危険が及び、ある者は長期間そこに

暮らせば健康に影響が及び、またある者にとっては、その影響は例えば復興のための増税といった形での単なる金銭負担の増大、社会的コストの増大という影響しかありません。伊方原発が事故を起こした場合に、周辺に住む我々は生命の危険にすら直面するのに対し、遠く離れた東京や大阪、名古屋などに暮らす大部分の日本人にとっては、原発事故は単なる社会的コストの問題にしかならないのです。

(2) また、我が国の社会が、「原子力の利用推進」が社会全体の利益となるという立場に立っていることは、原子力基本法第1条などから明らかです。この立場の当否については立ち入りませんが、原子炉等規制法などの諸法も原子力の利用推進が社会全体の利益となるという立場を前提にして制定されています。

(3) つまり、「我が国の社会」なるものの実態としては、原子力発電所の事故によって直ちに生命身体に重大な危険が及ぶ人々から事故の影響は限定的で、他方原子力利用の推進によって社会的経済的な利益を受けている人々まで、多様な人々が混在しているのです。

(4) この事実を無視して「社会通念」すなわち「我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという観点」を基準にすれば、結局、原発が持つ危険性の許容範囲を、「社会全体」から見ての原発の必要性和、万一の事故が「社会全体」に及ぼす損害との比較考量によって判断することになります。これは「公共性ないし公益上の必要性」を実質的に考慮することに他なりません。

3 まとめます。原発が持つ危険性の許容範囲を「社会通念」を基準に判断するということは、個人の生命身体に発生する損害を社会全体として許容できるかという観点で判断することになります。これは、社会全体のために個人の生命身体を犠牲にすることを容認する思想であり、許されないのは言うまでもありません。よって、被侵害利益が生命、身体という各人の人格に本質的な価値に係るものである本件差止訴訟では、「社会通念」を基準として判断することは、許されないというべきです。以上

